

議案第 116 号

令和 4 年度 農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧
工事請負契約について

令和 4 年 10 月 25 日指名競争入札に付した令和 4 年度農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 4 年度 農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区
犀川堰堤復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 226, 600, 000 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県塩尻市堅石 2146 番地 15
株式会社 シーテック 松本支店
支店長 濱地 純 |

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 117 号

安曇野市過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり安曇野市過疎地域持続的発展計画を策定したいので、議会の議決を求める。

記

別冊「安曇野市過疎地域持続的発展計画」による。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 118 号

安曇野市土地利用基本計画の変更について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり土地利用基本計画を変更したいので、議会の議決を求める。

記

別冊 「安曇野市土地利用基本計画」による。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 119 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

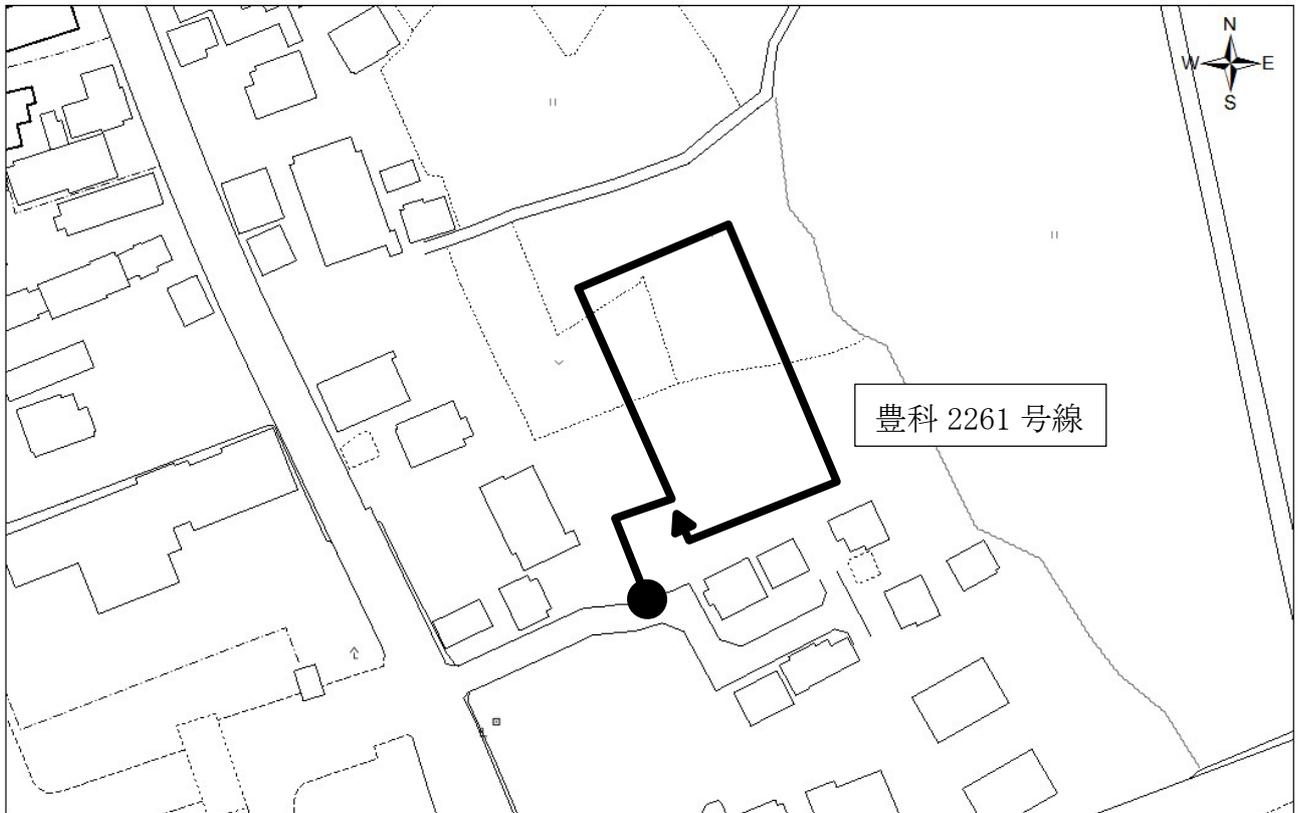
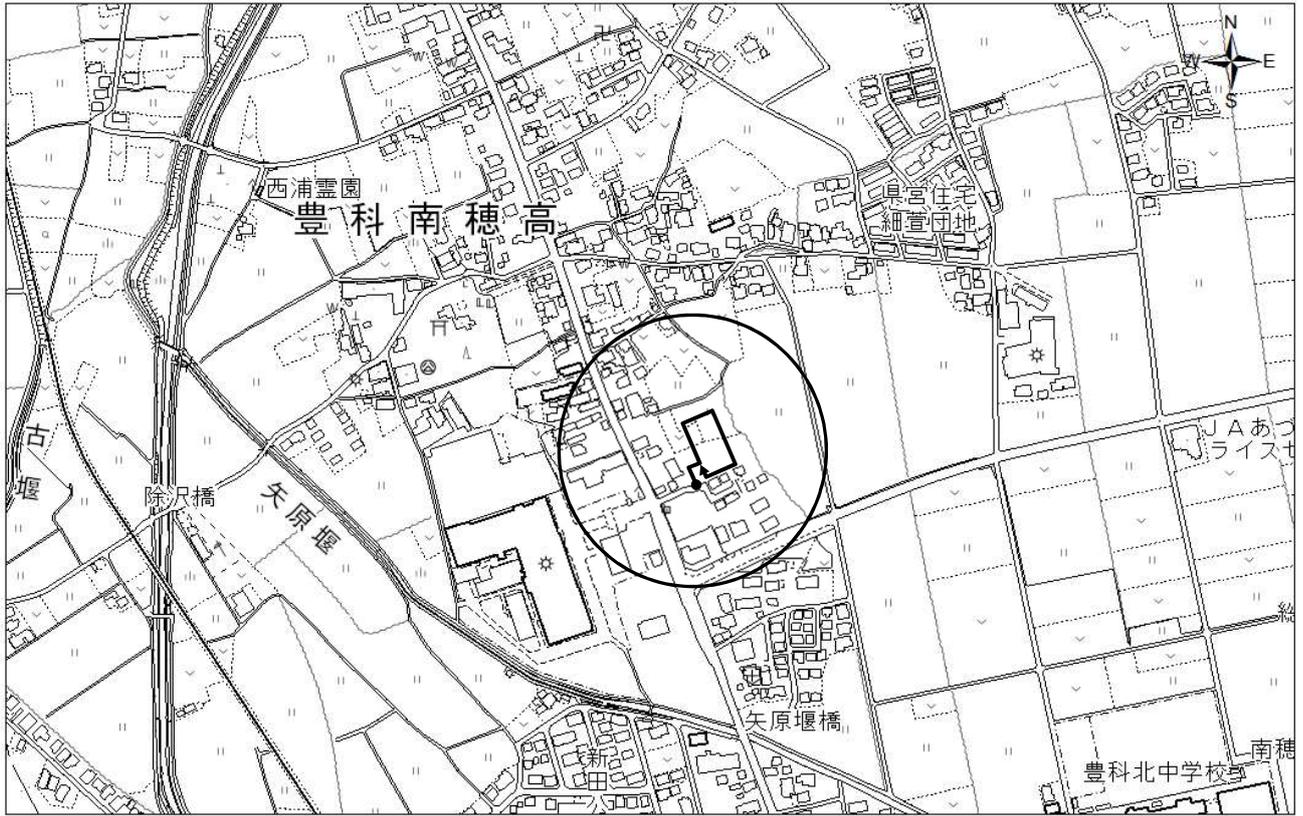
(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要な経過地	認定理由
	路線名	終点地番	幅員 (m)		
1	12261	豊科5478-11番地先	L= 211.3		宅地造成に伴う認定
	豊科2261号線	豊科3439-6番地先	W= 6.0		
2	22534	穂高8312-27番先	L= 83.8		宅地造成に伴う認定
	穂高2534号線	穂高8314-4番先	W= 5.0		
3	35064	三郷明盛1129-8番先	L= 121.0		宅地造成に伴う認定
	三郷5064号線	三郷明盛1129-20番先	W= 6.0		
4	35065	三郷明盛1674-10番先	L= 112.9		宅地造成に伴う認定
	三郷5065号線	三郷明盛1671-15番先	W= 6.0		
5	35066	三郷明盛1671-12番先	L= 29.9		宅地造成に伴う認定
	三郷5066号線	三郷明盛1671-14番先	W= 6.0		
6	51259	明科七貴9703-7番先	L= 74.6		新規認定
	明科1259号線	明科七貴10019-43番先	W= 5.18		

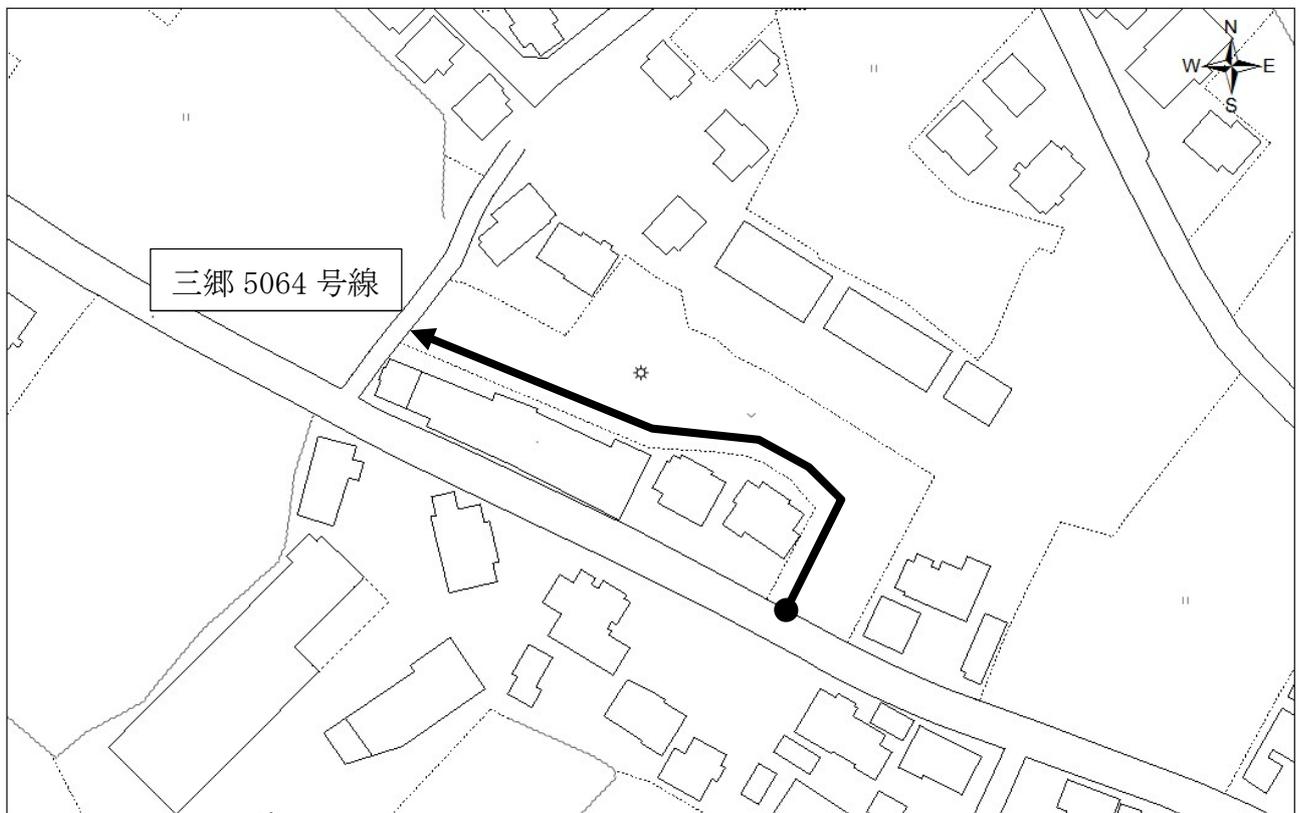
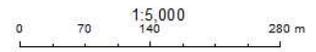
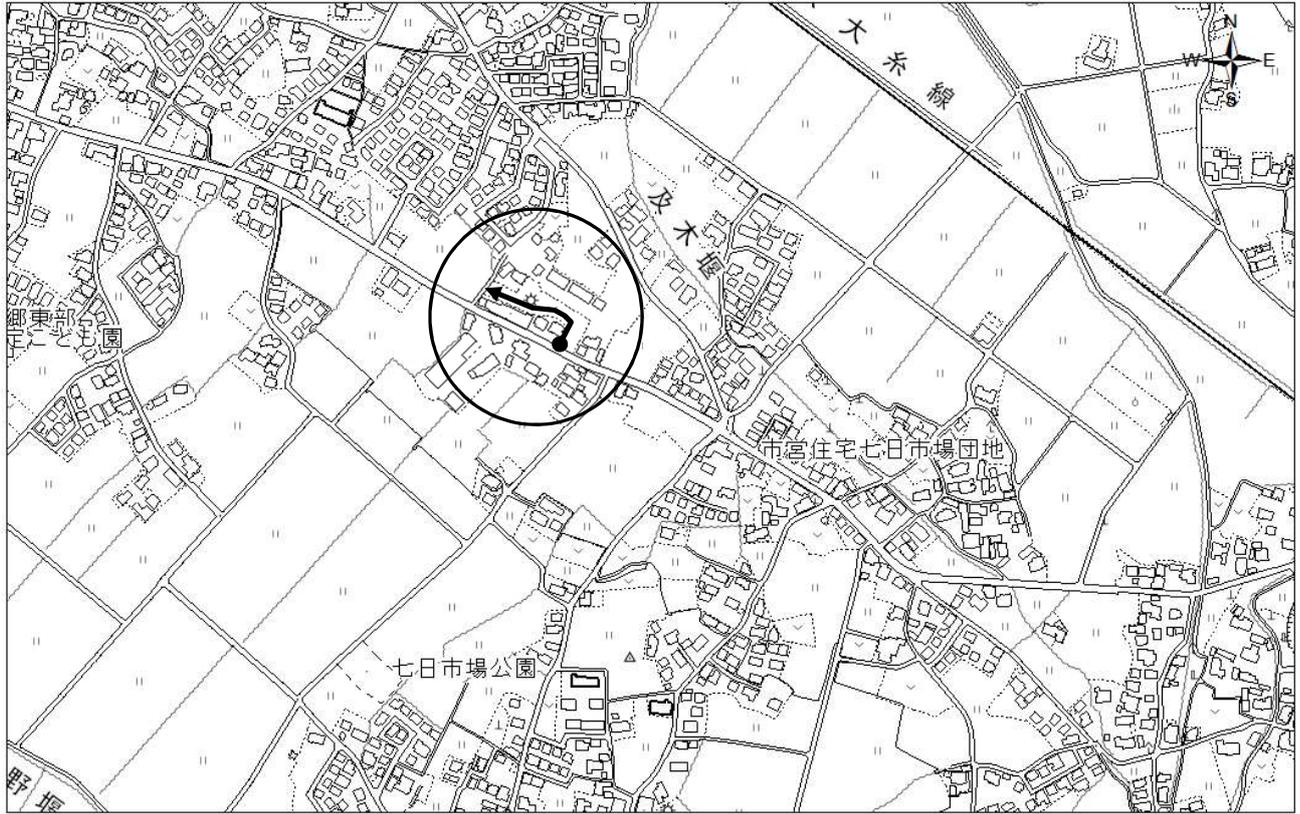
認定路線位置図

整理番号 1



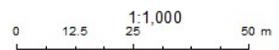
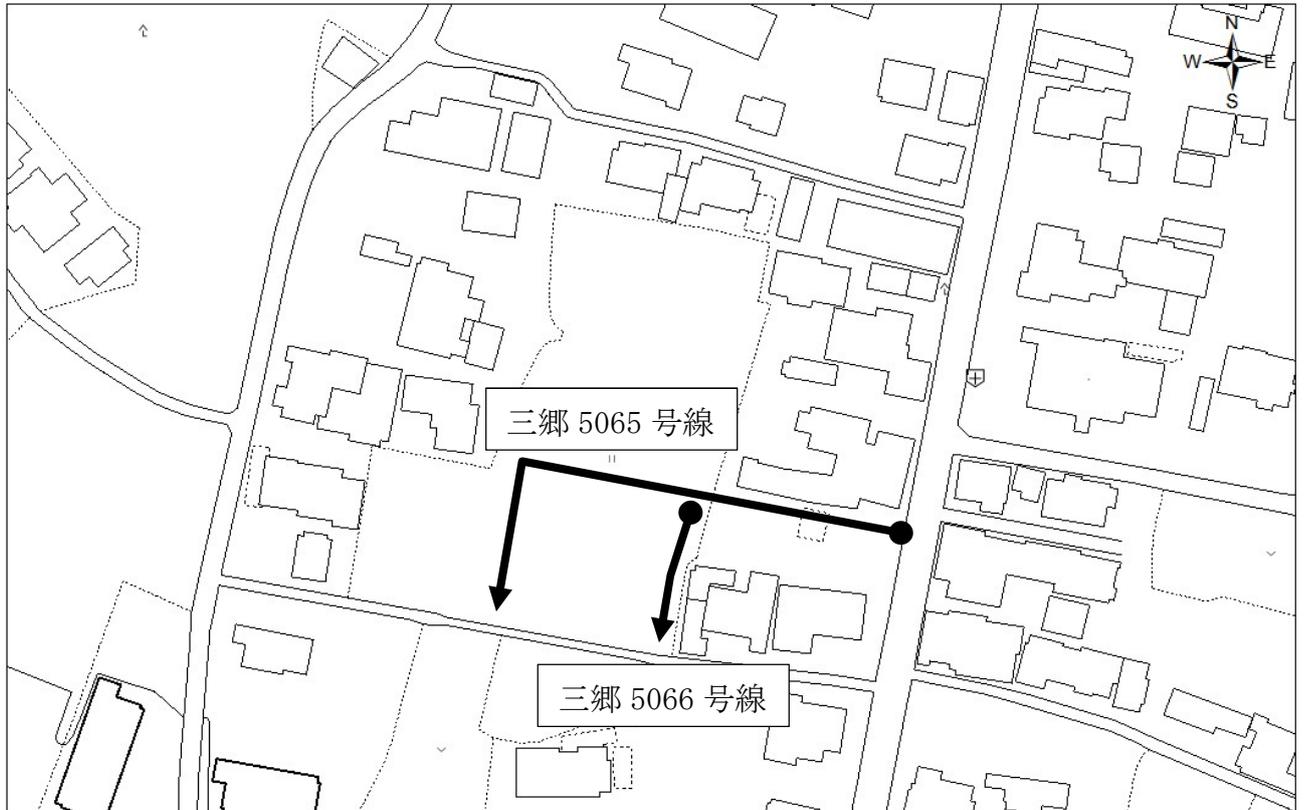
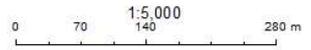
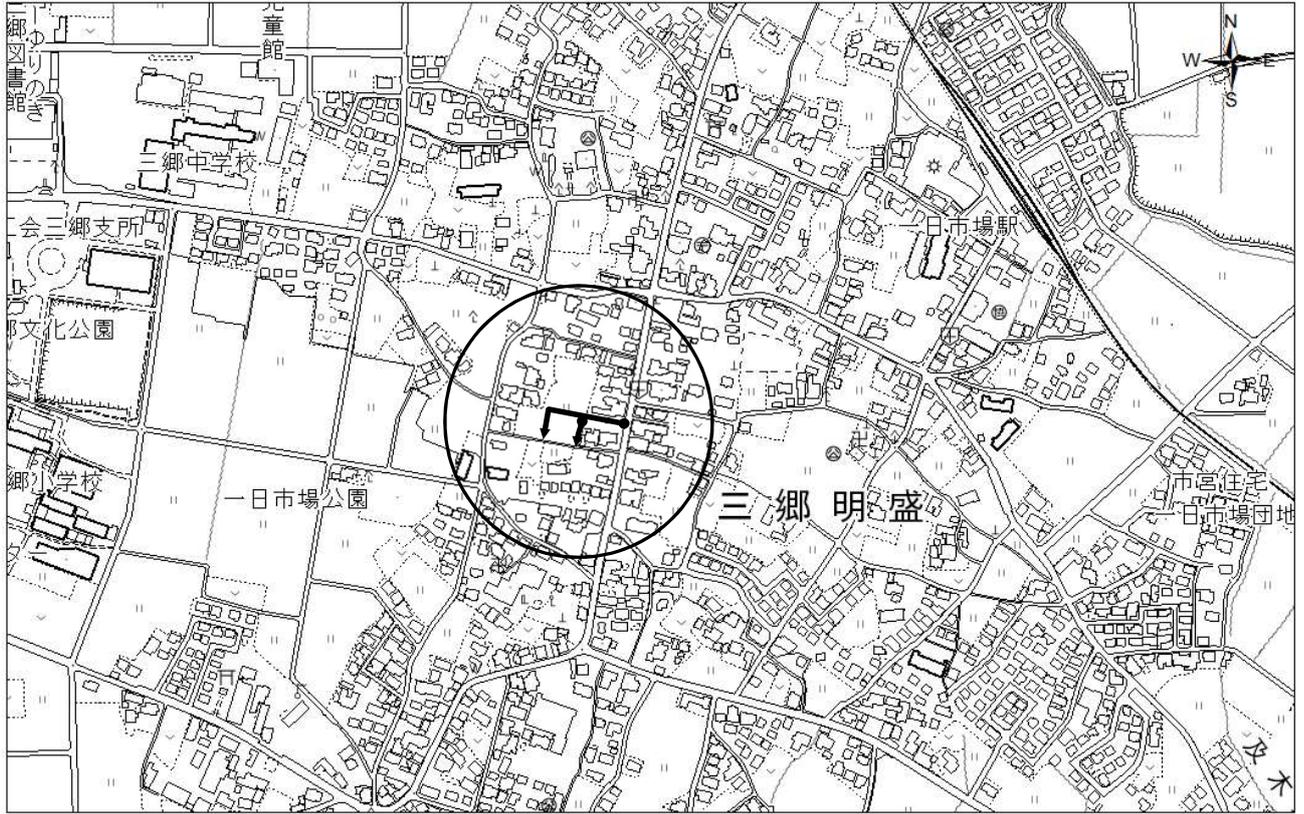
認定路線位置図

整理番号 3



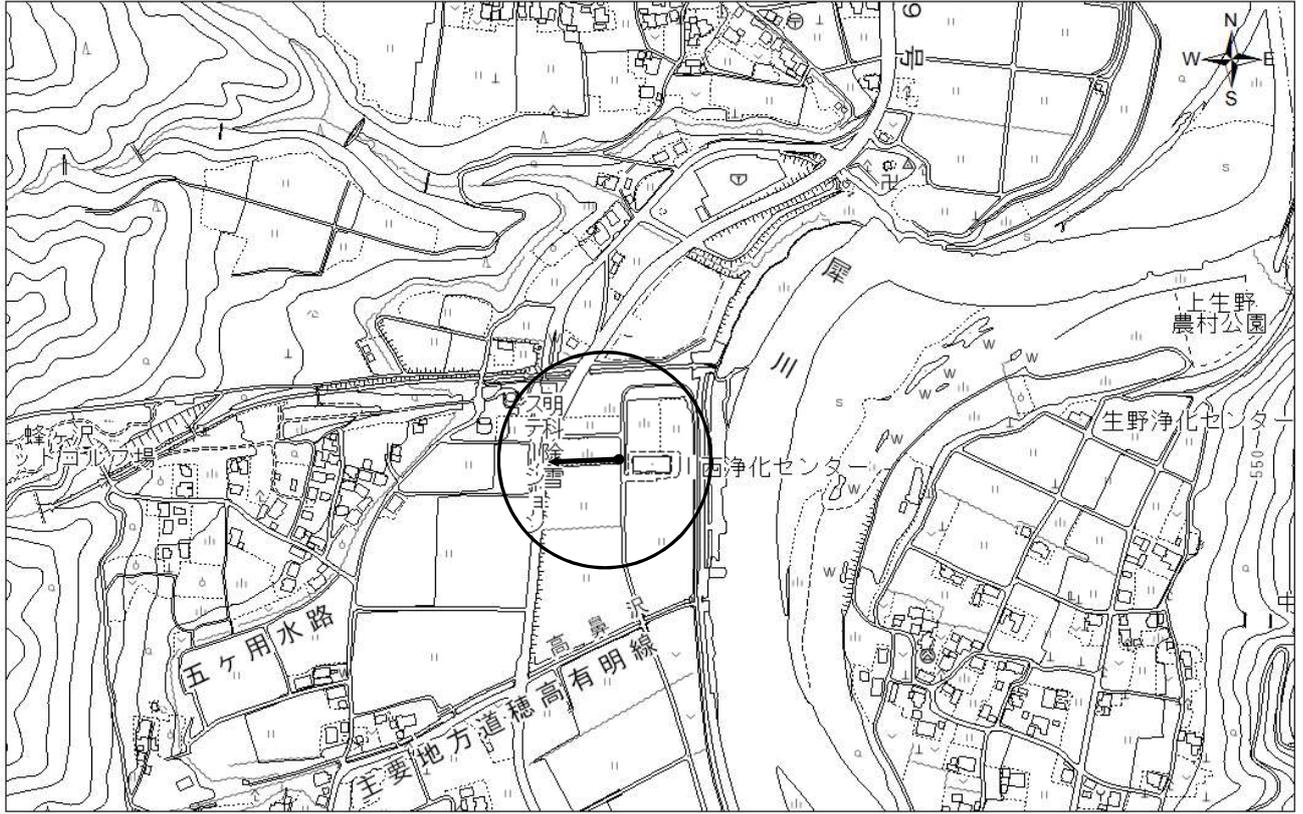
認定路線位置図

整理番号 4、5



認定路線位置図

整理番号 6



議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高地域福祉センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科南穂高 6780 番地

一般社団法人 豊科開発公社

理事長 大久保 誠

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 赤沼 健至

3 指定期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に変更する

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市マウンテンバイクコース
- 2 指定管理者の住所及び名称
長野県安曇野市穂高 1068 番地 1
一般社団法人 MS J
代表理事 小林 可奈子
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立穂高中央児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立豊科中央児童館
安曇野市立高家児童館
安曇野市立南穂高児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立穂高西部児童館
安曇野市立穂高北部児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立三郷児童館
安曇野市立堀金児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 128 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市立明科児童館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛